

特別休暇等を見直し、育休関連等の労働条件が改善しました！

—熊大使用者の代償措置—

熊大使用者は、2025 年人事院勧告への対応として 2025 年 12 月に基本給の引き上げを遡り、3 月 10 日に一時金として支給しました。赤煉瓦 No.13(2026.3.9)で団体交渉について報告したように熊大の財務状況下における最大限の支出をしたということです。今号では前回紹介できなかった代償措置について報告します。組合は、2025 年 4 月から基本給の引き上げを遡及できなかった熊大使用者に対して 4 月から 11 月までの期間に対して代償措置を要求していました。これは熊大使用者と組合の給与決定に関する労働協約に基づいて要求しているものです。労働協約の内容は、人勧の給与引き上げに対応するので、反対に引き下げた際も同様に対応することを理解してほしい、ということです。これまで熊大使用者は、引き上げ勧告が出た時は、法改正後に国家公務員と同様に 4 月まで遡及して一時金を支給してきました。しかし、ここ数年の熊大の財務状況から十分に遡及ができていません。遡及できない期間は、いわゆる不利益に相当します。不利益にあたる分に対して組合は、賃金に関わらない休暇の改善等の様々な代償措置を提案してきました。

熊大使用者は、第2回団体交渉で代償措置を提案しましたが、その多くは組合が以前から要求してきたものばかりで、休暇日数が増えるわけでもなく、テクニカルな部分だけに逃れた点については、代償措置として納得できるものかどうか、今後も検討と協議を繰り返す必要があります。

このニュースでは、4 月 1 日付け就業規則の一部改定で育休関連規則も含まれていましたのでご紹介します。

【熊大使用者の代償措置（3 項目）】

1. 特別休暇の見直し

教職員のワークライフバランス支援のため、各種特別休暇の対象や事由が拡大されます。

休暇名	追加する項目
看護等休暇	・子の入学の式典への参加に <u>卒業の式典</u> を追加 ・ <u>地震、水害、火災その他の災害により職員が養育する子が通う施設 ※の臨時休業若しくは利用を控えるよう依頼があった場合</u> で、職員以外には当該子の養育ができないときを追加 ※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園など
夏季休暇	・名称を <u>リフレッシュ休暇</u> に変更 ・全教職員が <u>通年で分割取得</u> 可能
ドナー休暇	・取得可能なケースに <u>末梢血管細胞移植</u> を追加
災害等休暇	・取得可能なケースに追加 ①職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の<u>生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合</u> で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき ②単身赴任者の配偶者の現住所が滅失し、又は損壊した場合 で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うとき

2. 時差出勤の見直し

子の養育や介護のために上司と相談の上で選択できます。準用していた時間帯を規則に明記し、取得可能なケースを増やし、熊本県の渋滞対策パートナー制度にも貢献することを期待しています。

現行の勤務時間	追加する勤務時間
① 午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで (休憩時間 正午から午後 1 時まで)	① 午前 8 時から午後 4 時 45 分まで (休憩時間 正午から午後 1 時まで)
② 午前 9 時 30 分から午後 18 時 15 分まで (休憩時間 午後 1 時から午後 2 時まで)	② 午前 9 時から午後 5 時 45 分まで (休憩時間 正午から午後 1 時まで)
その他 ※午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分を基準として、その前後の 1 時間の範囲で 30 分刻みの 4 つの勤務帯を選択できる仕組みを設けている。	③ 午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分 (休憩時間 正午から午後 1 時まで)

3. 在宅勤務の要件の見直し

看護等休暇の設定と整合性を取るため対象となる子の年齢を変更します。

要件	現行制度	見直し後
子の年齢	9 歳（小学校 3 年生まで）	12 歳（小学校 6 年生まで）

●4 月 1 日付け就業規則改正「出生時育児休業（産後パパ育休）制度」

この項目は、代償措置ではありませんが、育児休業等に関する項目のためご紹介します。

職員区分	現行	改正後
正規職員	出産日から最大 57 日間取得可能 <u>※出産予定日からの取得は不可</u> (国家公務員と同様)	<u>出産予定日から取得可能</u>
有期雇用職員	<u>出産予定日</u> から 28 日間取得可能	改正なし

今後も組合は、研究・教育・医療の充実が実現できるよう、身近なことから一歩も引かない覚悟で、ねばり強く要求項目の実現を目指します。引き続き、熊大教職員組合へのご加入・ご参加・ご理解をよろしくお願いいたします。

	熊本大学教職員組合	
	<i>No. 15</i> 2026. 4. 20	内線:3529 FAX:346-1247 <i>ku-kyoso@kumamoto-u.ac.jp</i> <i>http://union.kumamoto-u.ac.jp/</i>